

議事日程 (1)

平成29年6月7日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 行政報告

第4 議案第32号 芦屋町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

第5 議案第33号 芦屋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議案第34号 芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議案第35号 芦屋港活性化推進委員会設置条例の制定について

第8 議案第36号 町道の路線認定について

第9 議案第37号 平成29年度芦屋町一般会計補正予算 (第1号)

第10 議案第38号 平成29年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)

第11 議案第39号 新後水団地建設工事 (建築) 請負契約の締結について

第12 承認第1号 専決処分事項の承認について

第13 承認第2号 専決処分事項の承認について

第14 報告第2号 平成28年度芦屋町一般会計継続費通次繰越計算書の報告について

第15 報告第3号 平成28年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第16 報告第4号 平成28年度芦屋町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

第17 発議第3号 北朝鮮の弾道ミサイル発射及び核実験に強く抗議する決議について

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年	2番 松岡 泉	3番 今田 勝正	4番 刀根 正幸
5番 妹川 征男	6番 貝掛 俊之	7番 田島 憲道	8番 辻本 一夫
9番 川上 誠一	10番 松上 宏幸	11番 横尾 武志	12番 小田 武人

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 池上 亮吉 書記 中野 功明 書記 中山 理恵

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	三柘賢二
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	中西新吾	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	松浦敏幸
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	井上康治	住民課長	岡本正美
福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	濱村昭敏	地域づくり課長	入江真二
学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香	競艇事務局次長	藤崎隆好
企画課長	浮田光二	事業課長	木本拓也		

【 傍 聴 者 数 】 5名

午前 10 時 00 分開会

○議長 小田 武人君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で会議は成立いたします。よって、ただいまから平成 29 年芦屋町議会第 2 回定例会を開会いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って、会議を進めてまいります。

日程第 1. 会期の決定について

○議長 小田 武人君

まず、日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、6 月 7 日から 6 月 16 日までの 10 日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第 2. 会議録署名議員の指名について

○議長 小田 武人君

次に、日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第 127 条の規定により、1 番、内海議員と 11 番、横尾議員を指名しますので、よろしく願いいたします。

日程第 3. 行政報告について

○議長 小田 武人君

次に、日程第 3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。

まず初めに、5 月 11 日の新聞記事掲載やテレビニュースなどで報道されました、芦屋町教育委員会の教科書採択問題について、大変お騒がせしましたことを深くお詫び申し上げます。

この報道を受け、既に議員各位には、5 月 15 日に開催しました議会全員協議会にて、事の次第、経緯を御説明させていただいておりますが、改めて法令遵守の徹底、再発防止に取り組んで

まいりますので、これからも芦屋町の教育行政について御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、平成29年芦屋町議会第2回定例会の議案上程前に、平成29年芦屋町議会第1回定例会以降における、行政執行について、主なものを報告させていただきます。

1点目は、あしやの里浜づくりの植樹についてです。

ボランティア植樹の最後となる3回目が、3月11日に芦屋海岸であり、町内外からの参加者421人にて4,270本の松を植樹しました。この3年間で植樹した松の総数は約1万9,000本で、今後、この松林が芦屋町の飛砂や塩害の軽減につながるよう、また多くの皆さんに親しまれる空間となるように期待しております。

2点目は、芦屋町プロモーション動画と冊子「芦屋びと」についてです。

地方創生加速化交付金を活用し、情報発信の強化のため、プロモーション動画や冊子を制作しました。今回は町民の皆さんに関心を持っていただくことをコンセプトに、「町民の、町民による、町民のためのCM」として、町民にこだわった作品となっております。今後、これらを活用し、シビックプライド醸成や芦屋町の魅力発信を行ってまいります。

3点目は、釜風呂跡地の公園整備についてです。

夏井ヶ浜周辺整備事業として、ハマユウ自生地や夏井ヶ浜はまゆう公園など響灘に面する海岸線など美しい自然に恵まれた夏井ヶ浜周辺を、観光エリアとして一体的な整備を進めてきました。

4月1日から供用を開始しました展望台は、山田輝香さんから寄贈していただいた釜風呂跡地で、住民ワークショップにおいて、跡地の整備計画について検討し、「海と夕日を眺める自然に包まれたやすらぎの丘」をコンセプトに、四季折々の花々を楽しむことができる展望台として整備を行いました。整備に当たっては、山田さんの好きなツバキや桜、ハマナスなどを植栽し、展望台からハマユウ自生地や水平線を見下ろす景色は、町の新たなスポットになるものと期待しております。

4点目は、中央公園リニューアルオープンについてです。

昭和44年完成の中央公園は、便益施設等の著しい老朽化や、植栽されていた樹木が繁茂し、周辺から見えづらい状況となっていました。このため、防衛省の補助金を活用し、複合遊具や健康遊具のほか、パーゴラやベンチなど、新たに整備。4月15日の供用開始日に、住民の皆さんと桜の記念植樹を行いました。今後、多くの家族連れが訪れ、お年寄りから子供までたくさんの人に地域の憩いの場として利用していただけるよう期待をしております。

5点目は、チャレンジショップの開業についてです。

4月22日、芦屋町第1号店となるチャレンジショップ「HASAMIYA」が、レジャーブールアクアシアン横にオープンいたしました。

チャレンジショップは、町が出店を希望する人に、必要な設備を貸与し、町内での出店を支援するもので、芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略の「海を活かした観光型ビジネスの創出」に基づいた事業で、財源は地方創生加速化交付金を活用しております。出店者には、このチャレンジショップでいろいろな経験を積み、芦屋町に「HASAMIYA」ありと言われるほどのお店を起業されることに期待をしております。

6点目は、北九州都市圏域の共同イクボス宣言についてです。

5月9日、ミクニワールドスタジアム北九州において、北九州市や芦屋町など17市町村の首長が出席した「北九州都市圏域共同イクボス宣言」の署名式がありました。

これは働き方の見直しを進め、職員のワーク・ライフ・バランスを支援することを通じて、誰もが活躍できる組織の実現を図り、そこで得た成果やノウハウを企業などへも広げ、住みやすく人を惹きつける魅力的な北九州都市圏域となるよう取り組むことを誓ったものです。

町長である私自身が率先して仕事と私生活を充実させるイクボスとなり、部下を育て、組織を育て、社会を育ててまいりたいと決意したところでございます。

7点目は、「第37回全国豊かな海づくり大会福岡大会」リレー放流についてです。

5月14日、山鹿小学校「浜運動会」会場の柏原海岸で、山鹿小学校6年生や県議会議員、町議会議員、漁業関係者などの皆さんによりカサゴ1,000匹を放流いたしました。

これは、天皇皇后両陛下の御臨席のもと開催されます、福岡大会の周知と機運の醸成を図るために行われたもので、大会式典は10月28日、29日に宗像市において開催され、それまでの間、県内各地でこのリレー放流など、さまざまな行事が開催される予定でございます。

8点目は、芦屋町洪水土砂災害津波ハザードマップの全戸配布についてです。

水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨、日の出橋上流域の12時間総雨量592ミリの想定で、洪水浸水区域が変更されたことにより、洪水等のハザードマップを再編成し、5月15日に全戸に配布を行いました。ハザードマップは、洪水のほかにも、土砂災害や津波も編集しています。もしものために備え、ハザードマップを日ごろから活用していただき、防災意識を高めていただきたいと考えております。

9点目は、芦屋町地域公共交通網形成計画の策定についてです。

この計画は、バスやタクシーを初めとする公共交通の将来のあり方について、基本となる方針や目標などを定めるものです。素案については、4月30日にパブリックコメントの受け付けを終え、今後、成案化へ所要の手続きを進めてまいります。議員各位には計画成案後、報告をし、住民の皆さんの公共交通の利便性の向上を目指してまいります。

10点目は、ボートレース芦屋から日本財団への寄附についてです。

日本財団は、社会貢献事業として、東京で開催されますパラリンピックの支援を行っております。

ボートレース芦屋では、先般開催されました日本財団会長杯争奪戦の収益金から500万円を日本財団に寄附いたします。

この寄附金は、日本財団パラリンピックサポートセンターの活動に充てられるものです。なお、皆様方お手元の資料には、寄附いたしましたと過去形になっておりますが、実は6月2日、日本財団の評議委員会の前に、笹川会長にお渡しするように段取りがなっておったんですが、前日夕方に笹川会長からどうしても外されない協議事項が入ったということで、6月2日にお渡しすることができませんでした。ということで、そのため6月28日の、また評議委員会がございますので、その折に笹川洋平会長に目録をお渡ししてまいります。以上簡単でございますが、行政報告を終わります。

引き続き、議員各位と住民の皆さんに行政報告とは別に、御報告させていただきたい事項がございます。

一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会の平成29年度第1回通常総会が5月22日に開催されました。そこで、役員を選任議案が提案され、私が引き続き、会長に選任されました。任期は31年5月までの2年間です。会長職として、関係省庁や競走関係団体との連携を図るとともに、施行者の収益改善や競走事業の活性化に向けたさまざまな施策推進に尽力してまいります。つきましては、会長職としての公務遂行に当たり、議員各位の御協力をお願い申し上げ、会長就任の御報告といたします。

○議長 小田 武人君

以上で行政報告は終わりました。

次に、日程第4、議案第32号から日程第17、発議第3号までの各議案については、この際一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたのち、発議の提出議員に趣旨説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。

〔朗 読〕

○議長 小田 武人君

以上で、朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

それでは早速、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第32号の芦屋町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、マイナンバーを含む個人情報の情報連携に係る準用規定を追加し、文言の整理及び条ずれに対応するため、所要の改正をするものでございます。

議案第33号の芦屋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う号ずれに対応するため、所要の改正をするものでございます。

議案第34号の芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、芦屋港活性化推進委員会の設置に伴い、委員に係る報酬等の額を定めるもののほか、2件の委員に係る報酬等の額について、区分の見直しを行うものでございます。

議案第35号の芦屋港活性化推進委員会設置条例の制定につきましては、芦屋港が本町の持続的な発展に果たす役割の重要性に鑑み、芦屋港の現状及び将来目指すべき方向と展望を提示するとともに、芦屋港の活性化に関する事項を調査審議するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、芦屋港活性化推進委員会を新規設置するものでございます。

次に、その他議案でございますが、議案第36号の町道の路線認定につきましては、福岡県との道路移管協定の締結に伴い、平成29年度以降に移管予定の国道495号線、県道水巻・芦屋線及び県道芦屋港線について、町道認定するものでございます。

次に補正予算議案でございますが、議案第37号の平成29年度芦屋町一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ2,500万円の増額補正を行うものでございます。

歳入につきましては、社会資本整備総合交付金を減額措置したほか、過疎対策事業債や財政調整基金繰入金を増額計上しております。

歳出につきましては、嘱託職員等の任期付職員への移行に伴う影響額や、芦屋港レジャー港化に向けた芦屋港活性化推進委員会設置に伴う経費を計上しております。なお、債務負担行為として、芦屋港活性化推進支援業務委託を措置しております。

議案第38号の平成29年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の歳出につきましては、嘱託職員の任期付職員への移行に伴い、保険事業費の増額と予備費の減額を計上しております。

次に契約議案でございますが、議案第39号新後水団地建設工事（建築）請負契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく契約議案でございますが、新後水団地建設工事（建築）について、請負契約を締結するもの

でございます。

次に承認議案でございますが、承認第1号の専決処分事項の承認につきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、芦屋町税条例の一部改正を専決処分したので承認を求めるものでございます。

承認第2号の専決処分事項の承認につきましては、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、芦屋町保育料徴収条例の一部改正を専決処分したので承認を求めるものでございます。

次に、報告案件でございます。

報告第2号の平成28年度芦屋町一般会計継続費通次繰越計算書の報告につきましては、新病院外周道路整備事業と小学校空調設備改修事業について、繰越額が決定しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、継続費通次繰越計算書を調製し報告するものでございます。

報告第3号の平成28年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、臨時福祉給付金給付事業や芦屋中学校プール改築事業等について、繰越額が決定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し報告するものでございます。

報告第4号の平成28年度芦屋町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告につきましては、浄化センター汚泥処理設備工事、再生可能エネルギー発電設備設置工事、汐入汚水中継ポンプ場ほか実施設計について、繰越額が決定しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、繰越計算書を調製し報告するものでございます。

以上、簡単であります但提案理由の御説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 小田 武人君

以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、7番、田島議員に発議第3号の趣旨説明を求めます。田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

7番、田島憲道です。

発議第3号、北朝鮮の弾道ミサイル発射及び核実験に強く抗議する決議について少々、提案理由を述べさせていただきます。

北朝鮮は5月29日早朝に、日本海に向けて弾道ミサイルを発射し、排他的経済水域内に落下しました。北朝鮮の弾道ミサイルの発射は、先月14日、21日に続き3週連続あり、ことしで

9回目です。このうち1回は、4発同時に発射しました。特に、排他的経済水域に向けたミサイル発射は、漁師にとっては、危険極まりない行為です。生活を脅かす問題です。また、任務につく自衛官、海上保安庁及び関係省庁の皆様におかれましては、緊張の続く毎日であります。自衛官を家族に持つ町民の心配は計り知れません。また、ここ数年にわたり、北朝鮮の国家行事のたびに、町内での宴会が中止になったりと、また外出を控えるなど、町の飲食業者にとっては、多大な損害が生じております。

以上のことなどを鑑み、芦屋町議会も無視するにはいかない思う次第であります。

なお、決議案の文面が、先月のG7サミット前に届きました。先週の土曜日にも、国連安保理では、新たな制裁決議を全会一致で採決されるなど、時系列的に古くなっています。このようなことを所管の委員会で、検討し、修正するところは修正する、削るところは削るなどして、議会総意のもとで、決議案にしたいと考えております。

所管委員会以外の議員の皆様も、それぞれの意見があれば、総務財政委員長や議会事務局長へお話いただき、皆様の意見を反映したものにさせていただけたらと思う次第です。

別紙のとおり、芦屋町会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成29年6月7日提出、芦屋町議会議長、小田武人殿、提出者芦屋町議会議員、田島憲道、賛成者、芦屋町議会議員、今田勝正。

では、決議案を読み上げます。

北朝鮮の弾道ミサイル発射及び核実験に強く抗議する決議。

我が国を含む関係諸国及び国際社会は累次にわたり、北朝鮮に対し、関連の国連安保理決議の完全な遵守を求め、核実験や弾道ミサイルの発射等の挑発行為を決して行わないよう繰り返し求めてきた。

こうした中、5月21日に北朝鮮が新型の弾道ミサイル1発を発射した。3月6日にも、弾道ミサイル4発をほぼ同時に発射し、そのうち3発が秋田県沖の日本海上の、我が国の排他的経済水域に落下した。これは同水域内の航空機や船舶の安全確保に重大な影響を与えるものであるとともに、我が国および地域の安全保障に対するたび重なる挑発行為である。

また、昨年(平成28年)9月9日には、北朝鮮が5回目となる核実験を強行しており、これらのことは断じて容認できず、関連する国連安保理決議の重ねての明白な違反であり、国際社会の平和と安定を著しく損なう許しがたい暴挙である。

国際社会の強い警告と懸念を無視して強行された弾道ミサイルの発射や核実験の実施は、芦屋基地との共存共栄を掲げ、ともに歩む本町においても、重大な関心事であり、芦屋町民の安心と安全を脅かす行為として断じて容認することはできない。

よって、本町議会は北朝鮮政府に対し、度重なる弾道ミサイルの発射や核実験の実施に強く抗

議するとともに、弾道ミサイル・核実験計画に係る全ての活動の停止、国連安全保障理事会決議の遵守を強く求める。

政府におかれては、関係国と緊密に連携し、北朝鮮に強く自制を求め、現在までの国連安保理決議に基づく制裁措置の完全履行とさらなる制裁措置を行うための外交努力を行うとともに、不測の事態にいつでも対応できるように情報収集や警戒監視を一層強化し、我が国の平和と国民の安全・安心の確保に万全を期すよう、強く求める。

以上、決議する。

○議長 小田 武人君

以上で田島議員の趣旨説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第4、議案第32号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第32号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第5、議案第33号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第33号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第34号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第34号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、議案第35号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

議案第35号について、今、見ますと、これは芦屋港湾活性化特別委員会で審議するようになっていますので、一応基本的なところだけ伺いたいと思います。

芦屋港活性推進委員会設置条例を制定するということですが、この第2条にですね、委員会は町長の諮問に応じて次に掲げる事項について調査、審議を行い、町長へ答申するというふうになっています。7項目のですね、調査、審議内容が上げられているわけですけど、私たち議員としてもですね、芦屋港湾活性化特別委員会を設置して、この間、数回委員会を開いたわけなんですけど。そのときに福岡県のほうからですね、来て、いろいろ資料とか説明なんかも受けたわけですけど。その中ではですね、福岡県のほうの説明ですと、管理・運営形態ということについても

及んでおります。この2条の中にはですね、管理・運営形態についてということの項目についてはないのですが、この2条の中でですね、管理・運営形態とかそういうものについても、調査、審議するのでしょうか。その点を伺います。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

運営形態についても審議をする予定にして計画しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

県のほうからですね、いただいた内容によりますと、管理・運営形態についてはですね、やはりこれは、いろいろな形態を中に取り入れるとなっています。特に私が懸念するのは、指定管理者制度をこの中に導入するというふうになっていますが、PFIを導入するというふうなことをうたってあります。そういった点では、PFIは聞きなれない言葉ですが、福岡県内でもですね、テラソ福岡とか、北九州のひびきコンテナターミナルとか、そういったものがPFIでやって破綻したり、経営が行き詰ったりしているというのがありますし、全国的に見てもPFIがあまりですね、進んでいないという状況があります。そういった点では、やはりこの中でですね、その経営形態についてPFIとか、そういった問題についてもですね、十分町民の意見を反映した中でですね、県と今後の活性化について、話し合いをしていただきたいと思います。その点についての論議は十分されるのでしょうか。その点を伺います。

○議長 小田 武人君

川上議員。今の質疑につきましては、芦屋港湾活性化特別委員会でもって審査するようになっておりますので、そこで審議をしたいと思いますが、(発言するものあり) いいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第35号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第8、議案第36号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第36号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第9、議案第37号についての質疑を許します。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

17ページですね、下のほうの教育費社会教育総務費、補正額として3,800万相当の金額が出されていますが、その内訳、節としては一般職給、任期付の職員13人というような形で、私の想像では13名の方を補正予算化して、この方を雇う、雇うというかですね、任期付ですから、臨時職員かな。もし間違っていなければ、その点について、内容についてお聞きしたいと思います。

それから次のページ、18ページにですね、公民館費700万相当減額ですが、賃金とかですね、こんなのがマイナス、臨時職員マイナス。どういう状況でこういう減額をされているのか。

それから13ページ、戻りまして、13ページの社会福祉総務費の一般職給任期付職員5名を、これは先ほど町長が説明されましたものに関するかもわかりませんが、この点についてもお聞きしたいと思います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

賃金等の減額等につきましては、3月のときに任期付条例を制定するところの中でお話をさせていただいております。その中で生涯学習課につきましては、社会教育関係、公民館文化係等々で13人の方になるんですかね。13人の方を任期付常勤と短時間になるというところで、給与が変わります。というところで、給与がふえて、賃金が給与のほうになりますので、全部減額をするという形の中で上げさせていただいてるという状況になります。福祉の分野につきましても任期付を5名という形にいたしますので、給与等をふやし、それに対します賃金で予算計上しているものを今回落としているという状況になるという形になっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第37号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第10、議案第38号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第38号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第11、議案第39号についての質疑を許します。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

ページの24ページにですね、工事請負契約書案が出まして、入札結果表があります。入札者は宮本建設さん、それと若築建設さんの中にくじ引きということで、4億相当の金額で入札し、落札され、この議会で決まることでしょうけれど。4億相当の金額の建物ですが、わずか2者だけの入札者ということですね、もう少し、まだまだ7者、8者ぐらいあってもよかったんじゃないかなと思いますが、ホームページにも、それからいろいろな公募方法をとられたと思うんですが。最終的には入札者は2者、その際に何か説明会がありますよね、入札、応募したときの。そのときの参加者の参加の希望者は何者ぐらいあって、また辞退されたと思うんですけど。どれくらいの会社が説明会に参加されたか、よろしくをお願いします。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

まず、2者ということでの入札なんですけど、これはですね、国の28年度の補正予算が年度末からスタートしたということで、公共工事が年度末から契約がどんどんありましてですね、多くの事業者が工事を抱えているという中で、工事に配置するのに必要な管理技術者が不足して、応募事業者が2者しかなかったというふうに考えております。

それから入札の説明会ということなんですけど、今、入札については、説明会等は一切行っておりません。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第39号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第12、承認第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、承認第1号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第13、承認第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、承認第2号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第14、報告第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、報告第2号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第15、報告第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、報告第3号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第16、報告第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、報告第4号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第17、発議第3号についての質疑を許します。松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

2番、松岡です。

北朝鮮のミサイルについての決議書ということで、田島議員のほうから提出されておりますけれども、外交問題ということで、今まで自治省から出ています文書を見ますと、慎重であるべきとただし書きもありますので、先ほどの説明によりますと、芦屋町にとっても影響があるんじゃないかということで、提出されているかと思うんですが。決議に当たってですね、これがどこに出すものか。そしてですね、効果をどのように期待するのか。その2点についてお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

松岡議員の質問に答えさせていただきます。

町益に関しては、先ほど延べましたが、こちらが決議ということで、意見書とはまた違うのではないかと私は思っております。そして、どこに提出するかはですね、まずは、議会だよりという広報紙、立派な広報紙ができております。それで町民に対して、まずは芦屋町の議会の姿勢をアピールしたいと思っています。それからまた、関係省庁に対して届ける、提出するなりのことをまた委員会にて話をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今のお話ですと、この趣旨としては、意見書ではないということでもありますけども、提出するとなると意見書という形で、国のほうに上げたりとか、関係省庁に出すということなんですけども。ここは慎重であるべきという話のところは、国がですね、現在の状況を踏まえて会見をし、対応をしている中であります。外務省もそうでしょうし、報道であつていとおりミサイルを撃つたびにですね、我が国としてそういった見解が出されていると。そういった中で改めてですね、芦屋町として、じゃあ特段それを国のほうに上げるというのはいかななものか。そういう意味で意見書じゃないで、決議書だからいいんだと、そう言いながらも意見書とかかかっているんで、これは意見書等に含まれるんじゃないかと私は考えるので、やはり慎重にそのあたりは対応していかなければならないだろうと思うわけですよ。ただ、影響がありますので、そのあたりのアピールに当たって、町全体として、そういった総意が調べばそれでもいいかと思うんですけど。やはりそういう面はしっかりと慎重であるべきと考えますので、出すところはしっかりとですね、考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

御指導いろいろありがとうございます。芦屋町町議会の運営基準というのがありまして、第9章の意見書・請願・陳情について書かれております。そこの153条に外交問題に関する意見書は、町益に関する事件なのか、議会運営委員会で慎重に取り扱わなければならないと記してあります。この件に関しましては、議会運営委員会を経てこちらに発議されておるので、そのことも重々承知しております。足りない点、いろいろあると思いますので、所管委員会のほうでしっかりと審議させていただきたいと思います。また、皆様もですね、何か意見がありましたら、総務財政委員長や事務局長に御相談いただければ、私どもも必ず意見を反映して決議として完成させたいと思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございますか。川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

北朝鮮の弾道ミサイル発射及び核実験に強く抗議する決議ということで、この中にもあります

ように、国際社会の強い警告と懸念を無視して、強行された弾道ミサイルの発射や核実験の実施などは、国際社会の平和と安定を著しく損なう許しがたい暴挙であるということで、そういった点では、私たち日本共産党もですね、こういった蛮行は断じて許すことはできないというふうに考えています。それで当然ですね、国連決議、そういったものでですね、経済制裁を行うというところもですね、今の北朝鮮の実態を見ればやるべきことだというふうには考えますが、問題はその経済制裁をやっていった中で、北朝鮮がやっぱり窮地に追い込まれた時の中に、また何をやる、蛮行を行うかわからないという、そういった懸念もあるようです。

今、一番問題なのは、そういった経済制裁をすると同時に6カ国協議を直ちに再開してですね、その場に北朝鮮を出し、話し合いをして、国際社会の一員としてですね、平和的に存在していくという、そういった立場に立たせるということが一番必要なことだと思います。そういった点では、今のですね、トランプ政権とか安倍政権には経済制裁はするが、対応できる人材がですね、その国の中にいないという大きな弱点を持っているのが一番だと思います。そういった点で、その決議の中にですね、やはり6カ国協議の再開と、そして話し合いをできる場を持つという、そういった内容もですね、ぜひ入れていただきたいというふうに私は思いますが、その点についてのお考えはどうでしょうか。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

いろいろ御指導ありがとうございます。その点につきましても、委員会にて十分審議をしまして、川上議員の意見も反映させていただきたいと、そのように考えております。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、発議第3号についての質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。日程第4、議案第32号から日程第13、承認第2号及び日程第17、発議第3号までの各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長 小田 武人君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、11時10分から全員協議会を開催いたしますので、第3委員会にお集まりいただきますようお願いいたします。お疲れさまでした。

午前10時56分散会
